

型式適合認定・型式部材等製造者認証における審査の流れ(詳細)

1. 事前相談等

申請書を提出される前に認定評価部(以下、事務局とする。)にご相談ください。スケジュール等につきましても事前に打ち合わせさせていただきます。

2. 申請

当財団内に法定の認定員等で構成する以下の委員会を設置し、開催します。開催日等、詳細は事務局にお問い合わせください。

・昇降機認定委員会【原則、月 1 回】

認定委員会開催日の2週間前までに、所定の申請書様式に必要事項を記入の上、事務局に提出してください(郵送・持参・E-mail 添付どれでも可)。

ただし、下記 3 から 6 までを所定期限どおりに実施できることが前提ですので、実施できる見込みがない場合は、予めその旨を申告してください。

申請書には、事務局の受付印を捺印し、その写しと契約約款を申請者に交付します。

3. 委員会資料の提出

認定委員会開催日の1週間前までに、委員会資料(ホッチキス止め、左辺二穴パンチ)を、事務局に提出してください。必要部数は事務局より指示します。

委員会資料は、申請内容の概要を示すもので、特に様式、構成を指定しておりませんが、受付印を捺印済みの申請書写しを表紙に付け、少なくとも構造概要説明書、仕様書、構造概要図を含めてください。これは認定委員会当日に実施する約 15 分程度のヒアリング及び質疑で、申請者が説明資料として使用するものとなります。

提出図書に不備等を認めるときは、事務局の指定する日までに補正してください。また、資料に用いる言語は日本語に限ります。

4. 部会資料の提出

認定委員会開催日の3日前までに、部会資料3部(ファイル綴じで背表紙と表紙に件名、申請者名を明記)を、事務局に提出してください。

部会資料は、認定委員会で決定した担当委員(2名で構成し、内1名が主査。)による審査に使用するもので、受付印を捺印済みの申請書写し、申請案件のチェックリスト・仕様書・図面・構造計算書等及び認定書添付資料で構成し、申請内容によって変わります。詳細は事務局職員にご確認ください。資料に用いる言語は日本語に限ります。

また、認定委員会までに部会資料が提出されない場合は、審査日程が大幅に遅延することになります。

5. 認定委員会(受理審査)

認定委員会で、委員会資料をもとに申請者に概要説明していただく必要がある場合は、事務局から事前に連絡をします。(ヒアリング実施)

ヒアリング当日は議事録作成者を含め 2 名以上でご出席ください。オンラインでの出席をご希望の場合は事前に調整等の必要がありますので、申請時にその旨お申し出ください。

委員会終了後、指摘事項回答書兼議事録を翌日までに E-mail にて事務局にご提出ください。

手数料の請求書は委員会終了後に発行します。指定支払期日までに納入してください。

※ 案件によっては審査委員会時のヒアリングを省略することもあります。

6. 部会審査

認定委員会終了後、委員会において決定した担当委員 2 名(主査 1 名、補佐委員 1 名)及び部会開催日時を E-mail にてお知らせします。

申請者には、部会資料に基づき説明をしていただくとともに、認定員の質疑、追加資料提出等の指示が行われます。部会での質疑・応答は日本語によるものとし、議事録作成者を含め 2 名以上でご出席ください。

部会は問題点がすべて解決するまで行われます。部会開催後、追加資料や指摘事項の回答書兼議事録を事務局に速やかに E-mail にて事務局にご提出ください。

なお、型式部材等製造者認証では、書類審査とともに、製造工場での実地審査を行います。

7. 認定委員会(報告審議)

部会において問題点が解決された案件については、担当委員が認定委員会に部会での審査内容の報告を行います。(申請者のご出席は必要ありません。)

認定委員会は、担当委員の報告に基づき、全委員で認定(認証)するかどうかを審議します。

8. 型式適合認定書・型式部材等製造者認証書

認定委員会において審議の結果、認定(認証)する場合は、申請者に認定(認証)日、認定(認証)番号を、E-mail にてお知らせします。

審査が終了しますと、型式適合認定にあつては「型式適合認定書」、また型式部材等製造者認証にあつては「型式部材等製造者認証書」が交付されます。審査資料の最終版製本が提出され次第交付いたします。

審査の結果、認定(認証)しない場合は、申請者に認定(認証)をしない旨の通知書を交付します。審査の結果、部会での再審査を必要と判断された場合は再度 6.部会審査を受けていただくこととなります。

9. 結果の公表

認定等を行ったときは、施行規則第10条の5の3の規定(型式適合認定)及び第10条の5の7の規定(型式部材等製造者の認証)に定めにより、官報にて公示を行います。

また、申請者名、件名、認定(認証)日及び認定(認証)番号を当財団が隔月編集発行する機関誌「建築設備&昇降機」及びホームページに掲載します。

【お問い合わせ】

〒105-0003 東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 認定評価部

TEL:03-3591-2461 / FAX:03-3591-2008

E-mail:nintei@beec.or.jp